

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）
（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第六章（略）	第一章～第六章（略）
第七章 通所介護	第七章 通所介護
第一節～第四節（略）	第一節～第四節（略）
第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準	
第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百五条の二・第二百五条の三）	
第二款 人員に関する基準（第二百五条の四・第二百五条の五）	
第三款 設備に関する基準（第二百五条の六・第二百五条の七）	
第四款 運営に関する基準（第二百五条の八―第二百五条の二十）	
第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第一百六条―第一百九条）	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第一百六条―第一百九条）
第八章～第十章（略）	第八章～第十章（略）
第十一章 削除	第十一章 認知症対応型共同生活介護
	第一節 基本方針（第一百五十六条）
	第二節 人員に関する基準（第一百五十七条・第一百五十八条）
	第三節 設備に関する基準（第一百五十九条）
	第四節 運営に関する基準（第一百六十条―第一百七十三条）
第十二章 特定施設入居者生活介護	第十二章 特定施設入居者生活介護
第一節～第三節（略）	第一節～第三節（略）
第四節 運営に関する基準（第一百七十八条―第一百九十二条）	第四節 運営に関する基準（第一百七十八条―第一百九十二条）
第五節 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準	

一頁

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第一百九十二条の二・第一百九十二条の三）	第一款 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
第二款 人員に関する基準（第一百九十二条の四・第一百九十二条の五）	一 居宅サービス事業者 法第八條第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
第三款 設備に関する基準（第一百九十二条の六）	二 （略）
第四款 運営に関する基準（第一百九十二条の七―第一百九十二条の十三）	三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
第十三章（略）	四 （略）
第一節～第四節（略）	五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居
第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第二百五条の二・第二百五条）	
第十四章 特定福祉用具販売	
第一節 基本方針（第二百七条）	
第二節 人員に関する基準（第二百八条・第二百九条）	
第三節 設備に関する基準（第二百十条）	
第四節 運営に関する基準（第二百十一条―第二百十六条）	
第一章 総則	第一章 総則

（定義）	（定義）
第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 居宅サービス事業者 法第八條第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。	一 居宅サービス事業者 法第七條第五項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
二 （略）	二 （略）
三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費又は法第五十三条第一項に規定する居宅支援サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費又は法第五十三条第一項に規定する居宅支援サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
四 （略）	四 （略）
五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項（法第五十三条	五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項（法第五十三条

宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

六 (略)

七 (略)

第三条 (略)

第二章 訪問介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提

第四項において準用する場合を含む。）の規定により居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

六 (略)

七 居宅支援サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

八 (略)

第三条 (略)

第二章 訪問介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提

供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 (略)

3 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第三号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、介護予防基準第五条第一項に規定する訪問介護員等及び同条第二項に規定するサービス提供責任者の員数を満たすことをもって、前二項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第七条 (略)

2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第七条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(受給資格等の確認)

第十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格

供に当たる介護福祉士又は法第七条第六項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第七条 (略)

第四節 運営に関する基準

(受給資格等の確認)

第十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格

、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 (略)

(要介護認定の申請に係る援助)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十六条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第十七条 (略)

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サ

、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 (略)

(要介護認定等の申請に係る援助)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十六条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第十七条 (略)

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項（法第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介

サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 (略)

(利用料等の受領)

第二十条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 (略)

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第二十二条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(利用者に関する市町村への通知)

第二十六条 (略)

一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 (略)

(利用料等の受領)

第二十条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 (略)

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第二十二条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(利用者に関する市町村への通知)

第二十六条 (略)

一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二 (略)

(管理者、サービス提供責任者及び訪問介護員等の責務)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
 - 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - 三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
 - 四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - 六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- 4 訪問介護員等は、次の各号について行うものとする。
- 一 サービス提供後、利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者に報告を行うこと。
 - 二 前項第四号に規定するサービス提供責任者からの情報伝達を受けること。
 - 三 前項第七号に規定するサービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けること。

二 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、指定訪問介護事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第四十条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問介護事業所」という。)(ここに置くべき訪問介護員等(基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、三人以上とする。

2 (略)

3 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準第四十一条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十一条第一項に規定する訪問介護員等及び同条第二項に規定するサービス提供責任者の員数を満たすことをもって、前二項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第四十二条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第四十三条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第四十条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問介護事業所」という。)(ここに置くべき訪問介護員等(基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第七条第六項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、三人以上とする。

2 (略)

(設備及び備品等)

第四十二条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(準用)

第四十三条 第一節及び第四節(第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、「第二十八条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。

第三章 訪問入浴介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十四条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十五条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(

(準用)

第四十三条 第一節及び第四節(第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三条第四項において準用する場合を含む。)」の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、「第二十八条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。

第三章 訪問入浴介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十四条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十五条 (略)

指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者の員数を、前項に規定する員数に含めることができる。

3 第一項の訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第四十七条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十九条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもつて、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四十八条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しな

2 前項の訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第四十七条 (略)

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四十八条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しな

い指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 (略)

(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

第四十九条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

2 (略)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第五十五条 (略)

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準第五十八条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第五十八条第一項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者の員数を、前項に規定する訪問入浴介護従業者の員数に含めることができる。

(設備及び備品等)

第五十七条 (略)

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第六十条第一項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

い指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 (略)

(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

第四十九条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

2 (略)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第五十五条 (略)

(設備及び備品等)

第五十七条 (略)

る。

(準用)

第五十八条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条及び第四十四条並びに第四節(第四十八条第一項及び第五十四条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

第一節 基本方針

(基本方針)

第五十九条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活

(準用)
第五十八条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条及び第四十四条並びに第四節(第四十八条第一項及び第五十四条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

第一節 基本方針

(基本方針)

第五十九条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活

を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第六十条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 (略)

2 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者(指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項に規定する看護師等の員数を満たすことをもって、前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第六十五条第一項又は第二

活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第六十条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 理学療法士又は作業療法士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 (略)

2 前項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第六十二条 (略)

2 (略)

項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前二項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第六十六条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は老人保健法第十七条第一項に規定する医療若しくは同法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護のうち指定訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 (略)

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第六十七条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

第五章 訪問リハビリテーション

第六十六条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額と、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は老人保健法第十七条第一項に規定する医療若しくは同法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護のうち指定訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 (略)

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第六十七条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

第五章 訪問リハビリテーション

第一節 基本方針

(基本方針)

第七十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十六条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数を満たすことをもつて、前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

第一節 基本方針

(基本方針)

第七十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十六条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士又は作業療法士（以下この章において「理学療法士又は作業療法士」という。）を置かなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等の要件)

第七十七条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもつて、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第七十八条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項に規定する療養の給付又は老人保健法第十七条第一項に規定する医療のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等の要件)

第七十七条 (略)

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第七十八条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項に規定する療養の給付又は老人保健法第十七条第一項に規定する医療のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 (略)

(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)
第七十九条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第八十一条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)
第七十九条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士又は作業療法士が行うものとし、その方針は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第八十一条 医師及び理学療法士又は作業療法士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師又は理学療法士若しくは作業療法士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師又は理学療法士若しくは作業療法士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(準用)

第八十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、第六十四条及び第六十五条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第六章 居宅療養管理指導

第一節 基本方針

(基本方針)

第八十四条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

(準用)

第八十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、第六十四条及び第六十五条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士又は作業療法士」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第六章 居宅療養管理指導

第一節 基本方針

(基本方針)

第八十四条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第八十五条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス等基準第八十八条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十八条第一項に規定する介護予防居宅療養管理指導従業者の員数を満たすことをもって、前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第八十六条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十九条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第八十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

第八十五条 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第八十六条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十九条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第八十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項に規定する療養の給付又は老人保健法第十七条第一項に規定する医療のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 (略)

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第八十八条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第八十九条 (略)

一・二 (略)

三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

四 (略)

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号に規定するサービス担当者会議に参加できない場合については、原則として、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付

ものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項に規定する療養の給付又は老人保健法第十七条第一項に規定する医療のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3・4 (略)

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第八十八条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第八十九条 (略)

一・二 (略)

三 (略)

して行わなければならない。

七 (略)

2 (略)

第七章 通所介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第九十二条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十三条 (略)

一 三 (略)

四 機能訓練指導員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる機能訓練指導員が
一 以上確保されるために必要と認められる数

2 (略)

3 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（介護予防基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項又は第二項に規定する介護予防通所介護従

四 (略)

2 (略)

第七章 通所介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第九十二条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十三条 (略)

一 三 (略)

四 機能訓練指導員 一 以上

2 (略)

業者の員数を満たすことをもって、第一項又は前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

4 第一項及び第二項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 7 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 3 (略)

4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第九十九条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、第一項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第九十六条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指

3 前二項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 6 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 3 (略)

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第九十六条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指

定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 (略)

一 (略)

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

三 五 (略)

4・5 (略)

(指定通所介護の基本取扱方針)

第九十七条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第九十八条 (略)

一 三 (略)

四 指定通所介護は、常にご利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(運営規程)

第一百条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に

定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 (略)

一 (略)

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用

三 五 (略)

4・5 (略)

(指定通所介護の基本取扱方針)

第九十七条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第九十八条 (略)

一 三 (略)

四 指定通所介護は、常にご利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(運営規程)

第一百条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に

掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第五節を除く。）において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 十 (略)

(定員の遵守)

第一百二条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第一百三条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に通所介護従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに

設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第一百五條の二 第一節から第四節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護の事業であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 十 (略)

(定員の遵守)

第一百二条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。

(非常災害対策)

第一百三条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立ておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(基本方針)

第百五条の三 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならないこと。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百五条の四 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第百五条の五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業

所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第三款 設備に関する基準

(利用定員等)

第百五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員を五人以下とする。

(設備及び備品等)

第百五条の七 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、八平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第百五条の八 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提

供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、
第百五条の十五に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者
の勤務の体制、第百五条の十三第一項に規定する利用者ごとに定
めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第百五条の十六第一項に
規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者の
サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交
付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を
得なければならない。

2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書
の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第百五条の九 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提
供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサ
ービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれ
ている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況
等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサー
ビスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者
が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心
身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第百五条の十 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提
供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービ
ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければ
ならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護
の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議
において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に

対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者
に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提
供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に
際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに
に、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及
び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連
携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第百五条の十一 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところに
よるものとする。

一 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定す
る療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が
日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

二 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たって
は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し
、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を
行う。

三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に對
応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた
適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該
利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サ
ービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図
る。

五 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確
に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な
サービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(療養通所介護計画の作成)

第百五条の十二 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該居室サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画(第七十条第一項に規定する訪問看護計画又は指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第十七条第一項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第百五条の十三 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検

討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるように配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第百五条の十六第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第百五条の十四 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を

行わなければならない。

- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者がこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

- 第百五条の十五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規定」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定療養通所介護の利用定員
- 五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たつての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

（緊急時対応医療機関）

- 第百五条の十六 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

- 第百五条の十七 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下、この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、概ね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行わなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、委員会の検討を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

- 第百五条の十八 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 療養通所介護計画
- 二 二次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的サービスの内容等の記録
- 三 二次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 二次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 二次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状

況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百五条の十九 第九条から第十二条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第九十六条(第三項第二号を除く。)、第九十七条及び第百一条から第百四条の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百一条中「通所介護従業者」を「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第百六条 (略)

一・三 (略)

四 機能訓練指導員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる機能訓練指導員が一以上確保されるために必要と認められる数

(略)

3 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項又は第二項に規定する介護予防通所介護従業者の員数を満たすことをもって、第一項又は第二項に規定する通所介護従業者の員数を満たしているものとみなすことができる。

4 第一項及び第二項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的

的に行われるものをいうものとする。

5 (略)

(設備及び備品等)

第百八条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2・3 (略)

4 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第百十四条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、第一項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

(準用)

第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第九十二条及び第四節(第九十六条第一項及び第百五条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九條」とあるのは「第百條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第百六条 (略)

一・三 (略)

四 機能訓練指導員 一以上

2 (略)

3 前二項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われ

るものをいうものとする。

4 (略)

(設備及び備品等)

第百八条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第九十二条及び第四節(第九十六条第一項及び第百五条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九條」とあるのは「第百條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三條第四項において準用する場合を含む。)」の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪

受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第八章 通所リハビリテーション

第一節 基本方針

(基本方針)

第一百十條 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百一十條 (略)

2 (略)

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第一百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第一百七条第一項又は第二項に規定する介護予防通所リハビリテーションの員数を満たすことをもって、第一項又は前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第八章 通所リハビリテーション

第一節 基本方針

(基本方針)

第一百十條 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百一十條 (略)

2 (略)

なすことができる。

4 (略)

第三節 設備に関する基準

第一百十二條 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第一百八条第一項及び同条第二項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前二項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

第一百十三條 (指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

第一百十四條 (指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

一・二 (略)

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用

3 (略)

第三節 設備に関する基準

第一百十二條 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

第一百十三條 (指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

第一百十四條 (指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

一・二 (略)

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用

者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整える。

第九章 短期入所生活介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第二百二十条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百二十一条 (略)

2 (略)

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百二十九条第一項に規定する介護予防短期入所生活介護従業

者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整える。

第九章 短期入所生活介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第二百二十条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態等となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百二十一条 (略)

2 (略)

者の員数を満たすことをもって、第一項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

4157 (略)

第三節 設備に関する基準

第二百二十三条 (略)

2 (略)

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百三十一条第一項又は第二項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第二百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを

3156 (略)

第三節 設備に関する基準

第二百二十三条 (略)

2 (略)

(設備及び備品等)

第二百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

31
4
(略)

51 第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第三項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること
で足りるものとする。

61 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一五 (略)

71 (略)

81 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第三百三十二条第一項から第七項までに規定する設備及び備品等を備えることをもって、前各項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第二百二十七条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サ

21
31
(略)

41 第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第二項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること
で足りるものとする。

51 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一五 (略)

61 (略)

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第二百二十七条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サ

ビスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

21 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

31 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス

ビスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

21 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

31 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第二項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に

費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額を限度とする。）

三〇七 (略)
4・5 (略)

(定員の遵守)

第百三十八条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百四十条の四 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、準耐火建築物とすることができる。

規定する滞在費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三〇七 (略)
4・5 (略)

(定員の遵守)

第百三十八条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百四十条の四 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第二十九条の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物と

することができる。

2| 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一| スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二| 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三| 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3| 4 (略)

5| 第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第三項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること足りるものとする。

6| 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)
7| (略)

8| ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百五十三条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事

2| 3| (略)

4| 第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第二項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること足りるものとする。

5| 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)
6| (略)

業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービスマ等基準第百五十三条第一項から第七項までに規定する設備及び備品等を備えることをもって、前各項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第百四十条の六 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスマに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービスマ費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービスマ費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスマに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービスマ費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービスマ費が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額(法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービスマ費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第百四十条の六 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスマに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービスマ費用基準額又は居宅支援サービスマ費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービスマ費又は居宅支援サービスマ費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスマに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービスマ費用基準額又は居宅支援サービスマ費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービスマ費等が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額(法第五十一条の二第四項(法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定

規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービスマ費が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービスマ費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三〇七 (略)
4・5 (略)

(勤務体制の確保等)

第百四十条の十一の二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として

により当該特定入所者介護サービスマ費等が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額(を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービスマ費等が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(法第五十一条の二第四項(法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により当該特定入所者介護サービスマ費等が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

三〇七 (略)
4・5 (略)

配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百四十条の十二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

(準用)

第百四十条の十三 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び第百三十九条から第百四十条(第百一条の準用に係る部分は除く。)までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第百四十条の十一に規定する重要事項に関する規程」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と、同項第三号中「第百二十八条第五項」とあるのは「第百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と読み替えるものとする。

「と読み替えるものとする。」

第六節

一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基

本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款

設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百四十条の十六 (略)

2 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百六十七条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第三款

運営に関する基準

(勤務体制の確保等)

第百四十条の二十三の二 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては、第百四十条の十一の二に、それ以外の部分にあつては第百四十条で準用する第百一条に定めるところによる。

(準用)

第百四十条の二十五 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び第百三十九条から第百四十条(第百一条の準用に係る部分は除く。)までの規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業に準用す

(定員の遵守)

第百四十条の十二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

(準用)

第百四十条の十三 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び第百三十九条から第百四十条までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第百四十条の十一に規定する重要事項に関する規程」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と、同項第三号中「第百二十八条第五項」とあるのは「第百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と読み替えるものとする。

第六節

一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基

本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款

設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百四十条の十六 (略)

第三款

運営に関する基準

(準用)

第百四十条の二十五 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び第百三十九条から第百四十条までの規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業に準用する。この場合において、第百二十五条第

る。この場合において、第二百二十五条第一項中「第三百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第四百十条の二十三に規定する重要事項に関する規程」と、第三百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第四百十条の二十五において準用する第四百十条」と、同項第三号中「第二百二十八条第五項」とあるのは「第二百二十八条第五項及び第四百十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百十条の二十五において準用する第四百十条」と読み替えるものとする。

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第四百十条の二十七 (略)

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者の員数を満たすことをもつて、第一項に規定する短期入所生活介護従業者の員数を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

4・5 (略)

(利用定員等)

第四百十条の二十九 (略)

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一

一項中「第三百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第四百十条の二十三に規定する重要事項に関する規程」と、第三百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第四百十条の二十五において準用する第四百十条」と、同項第三号中「第二百二十八条第五項」とあるのは「第二百二十八条第五項及び第四百十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百十条の二十五において準用する第四百十条」と読み替えるものとする。

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第四百十条の二十七 (略)

2 前項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3・4 (略)

(利用定員等)

第四百十条の二十九 (略)

体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第八十二条第一項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第四百十条の三十 (略)

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第八十三条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもつて、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

3 第一項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一五 (略)

4 (略)

(準用)

第四百十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条、第一百四十四条、第二百二十条並びに第四節(第二百二十七条第一項及び第四百十条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通

(設備及び備品等)

第四百十条の三十 (略)

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一五 (略)

3 (略)

(準用)

第四百十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条、第一百四十四条、第二百二十条並びに第四節(第二百二十七条第一項及び第四百十条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三条第四項において準用する場合を含む。)」の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中

所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第百四十一条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百四十二条 (略)

2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する介護予防短期入所療養従業者の

「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第百四十一条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百四十二条 (略)

員数を満たすことをもって、前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

- 3 第一項第四号の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4・5 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第百四十三条 (略)

2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十八条第一項及び第二項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前二項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第百四十五条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当

- 2 前項第四号の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3・4 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第百四十三条 (略)

第百四十五条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当

しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三〇七（略）

しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第二項第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三〇七（略）

五一頁

4・5（略）

（定員の遵守）

第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二（略）

第五節

ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款 設備に関する基準

（設備に関する基準）

第百五十五条の四（略）

2 前項第三号から第五号に該当するユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項及び第二項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前二項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第三款

運営に関する基準（利用料等の受領）

第百五十五条の五 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法

4・5（略）

（定員の遵守）

第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二（略）

第五節

ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款 設備に関する基準

（設備に関する基準）

第百五十五条の四（略）

第三款 運営に関する基準（利用料等の受領）

第百五十五条の五 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法

定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第二項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三〇七 (略)

4・5 (略)

(勤務体制の確保等)

第百五十五条の十の二 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるように、ユニット型指定短期入所療養介護事業ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 一日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所に、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三〇七 (略)

4・5 (略)

(定員の遵守)

第百五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

(準用)

第百五十五条の十二 第百四十四条、第百四十七条から第百四十九条まで、第百五十四条の二及び第百五十五条(第百一条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百五十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百五十五条の十二において準用する第百五十五条」と、同項第三号中「第百四十六条第五項」とあるのは「第百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十五条の十二において準用する第百五十五条」と、第百五十五条中「第百三十七条」とあるのは「第百三十七条に規定する運営規程」と、「第百五十三条」とあるのは「第百五十五条の十に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第六節

一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基
本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第百五十五条の十五 (略)

2 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準第百二十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、

(定員の遵守)

第百五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

(準用)

第百五十五条の十二 第百四十四条、第百四十七条から第百四十九条まで、第百五十四条の二及び第百五十五条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百五十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百五十五条の十二において準用する第百五十五条」と、同項第三号中「第百四十六条第五項」とあるのは「第百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十五条の十二において準用する第百五十五条」と、第百五十五条中「第百三十七条」とあるのは「第百三十七条に規定する運営規程」と、「第百五十三条」とあるのは「第百五十五条の十に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第六節

一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基
本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第百五十五条の十五 (略)

指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第〇条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

(勤務体制の確保等)

第百五十五条の二十一の二 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては、第百五十五条の十の二に、それ以外の部分にあつては第百五十五条で準用する第百一条に定めるところによる。

(準用)

第百五十五条の二十三 第百四十四条、第百四十七条から第百四十九条まで、第百五十四条の二及び第百五十五条(第百一条の準用に係る部分を除く。)の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百五十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百五十五条の二十三において準用する第百五十五条」と、同項第三号中「第百四十六条第五項」とあるのは「第百四十六条第五項及び第百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十五条の二十三において準用する第百五十五条」と、第百五十五条中「第百三十七条」とあるのは「第百三十七条に規定する運営規程」と、「第百五十三条」とあるのは「第百五十五条の二十一に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第十一章 削除

第三款 運営に関する基準

(準用)

第百五十五条の二十三 第百四十四条、第百四十七条から第百四十九条まで、第百五十四条の二及び第百五十五条の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百五十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百五十五条の二十三において準用する第百五十五条」と、同項第三号中「第百四十六条第五項」とあるのは「第百四十六条第五項及び第百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十五条の二十三において準用する第百五十五条」と、第百五十五条中「第百三十七条」とあるのは「第百三十七条に規定する運営規程」と、「第百五十三条」とあるのは「第百五十五条の二十一に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第十一章 認知症対応型共同生活介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第百五十六條 指定居宅サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）について、共同生活住居（法第七條第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百五十七條 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第四項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の介護従業者のうち一以上の者は、常勤でなければならない。

4 第一項の夜間及び深夜の時間帯において宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居の職務に従事することができるものとする。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて第百六十四條第一項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

7 第五項の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員をもつて充てなければならない。

8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

(管理者)

第百五十八條 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

ない。

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

- 第百五十九条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一又は二とする。
- 2 共同生活住居は、その入居定員を五人以上九人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。
- 3 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。
- 4 一の居室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。
- 5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。

第四節 運営に関する基準

(入退居)

- 第百六十条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めな

ければならない。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第百六十一条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第百六十二条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同

生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食材料費

二 理美容代

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第百六十三条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護は、次条第一項に規定する認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその

家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第百六十四条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者(第百五十七条第五項の計画作成担当者という。以下この条において同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した

際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならぬ。

6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第百六十五条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第百六十六条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保

するよう努めなければならない。

(管理者による管理)

第百六十七条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第百六十八条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 利用定員
- 四 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 入居に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百六十九条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たつては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第七十条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第七十一条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第七十二条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(調査)の協力等

第七十二条の二 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

第七十二条の三 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第七十二条の四 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 認知症対応型共同生活介護計画

二 第七十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第七十三条第六項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十三条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第三十三条及び第四十条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第六十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護従業者」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「介護従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

第十二章 特定施設入居者生活介護

第一節 基本方針

第七十四条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第八条第十一項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という

第十二章 特定施設入所者生活介護

第一節 基本方針

第七十四条 指定居宅サービスに該当する特定施設入所者生活介護（以下「指定特定施設入所者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第七条第十六項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入所者生活介護の提供を受ける入所者（以下この章において「利用者」とい

う。）が当該指定特定施設（特定施設であつて、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第五節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ (略)

ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三・四 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入

う。）が当該指定特定施設（法第七条第十六項に規定する特定施設であつて、当該指定特定施設入所者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入所者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入所者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十五条 指定特定施設入所者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入所者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一及び要支援者である利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ (略)

ハ 常に一以上の指定特定施設入所者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、利用者が全て要支援者である場合の宿直時間帯にあっては、この限りでない。

三・四 (略)

居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百三十条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すことに一人以上

二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生労働省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すことに一並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ 看護職員の数は次のとおりとすること。

- (1) 総利用者数が三十を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 総利用者数が三十を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）

3| 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4| 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5| 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

6| 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7| 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第二項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

2| 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3| 第一項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

4| 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用者が全て要支援者である場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

5| 第一項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6| 第一項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

る。

8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

(管理者)

第七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第七十七条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたと

きは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮し

た構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 指定特定施設は、一時介護室(一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。

4 指定特定施設の介護居室(指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

一 (略)

イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。

ロ 二 (略)

二六 (略)

5 指定特定施設は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号。以下同じ。)の定めるところによる。

(管理者)

第七十六条 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第七十七条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。

2 指定特定施設は、一時介護室(一時的に利用者を移して指定特定施設入所者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。

3 指定特定施設の介護居室(指定特定施設入所者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

一 (略)

イ 個室又は一の居室ごとに定員四人以下のものとする。

ロ 二 (略)

二六 (略)

5 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号。以下同じ。)の定めるところによる。

8 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営される場合にあっては、指定介護予防サービス等基準第二百三十三条第一項から第七項までに規定する設備を備えることをもって、前各項に規定する設備を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第七十八條 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第八十九條の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 (略)

(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第七十九條 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者(以下「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第八十條 老人福祉法第二十九條第一項に規定する有料老人ホーム及び施行規則第十五條第三号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅である指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第八十一條 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第七十八條 指定特定施設入所者生活介護事業者は、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第八十九條の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及び指定特定施設入所者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定特定施設入所者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入所者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 (略)

(指定特定施設入所者生活介護の提供の開始等)

第七十九條 指定特定施設入所者生活介護事業者は、正当な理由なく入所者に対する指定特定施設入所者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、入所者が指定特定施設入所者生活介護に代えて当該指定特定施設入所者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定特定施設入所者生活介護事業者は、入所申込者又は入所者(以下「入所者等」という。)が入院治療を要する者であること等入所者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第八十條 老人福祉法第二十九條第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入所者生活介護を提供する指定特定施設入所者生活介護事業者は、当該指定特定施設入所者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第八十一條 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入所している指定特定施設の名称を、指定特定施設入所者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

載しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一・二 (略)

- 3 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

- 2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入所者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入所者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定特定施設入所者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入所者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入所者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一・二 (略)

- 3 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

- 2 指定特定施設入居者生活介護は、次条第一項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

- 3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第百八十五条 (略)

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に

(指定特定施設入所者生活介護の取扱方針)

- 2 指定特定施設入所者生活介護は、次条第一項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

- 3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 4 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 5 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 6 指定特定施設入所者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第百八十五条 (略)

- 2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定特定施設入所者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に

応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(相談及び援助)

第百八十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第百八十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第百八十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 入居定員及び居室数

四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
五・九 (略)

(勤務体制の確保等)

第百九十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し

応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(相談及び援助)

第百八十七条 指定特定施設入所者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第百八十八条 指定特定施設入所者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第百八十九条 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 入所定員及び居室数

四 指定特定施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
五・九 (略)

(勤務体制の確保等)

第百九十条 指定特定施設入所者生活介護事業者は、利用者に対し

、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第百九十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第百九十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

、適切な指定特定施設入所者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入所者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入所者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入所者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第百九十一条 指定特定施設入所者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

ならない。

(記録の整備)

第百九十一条の三 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一八 (略)

(準用)

第百九十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第三百三条、第三百四条及び第三百三十二条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第五節

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第百九十二条の二 第一節から第四節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定特定施設入居者生活介護の事業であつて、当該指定特定施設の従業者により、特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活

(記録の整備)

第百九十一条の二 指定特定施設入所者生活介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一八 (略)

(準用)

第百九十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第三百三条、第三百四条、第三百三十二条及び第三百七十二条の三の規定は、指定特定施設入所者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

相談等(以下「基本サービス」という。)を行い、当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。)によつて、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託居宅サービス」という。)をいう。)の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百九十二条の三 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業員の員数)

第百九十二条の四 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業員(以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上

- 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一人以上
- 三 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百五十四条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。
 - 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一人以上
 - 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一及び介護予防サービスの利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - 三 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- 3 前二項の利用者及び介護サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業者は、常に一

- 以上の指定特定施設の従業者（第一項に規定する外部サービス利用型指定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りではない。
- 5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
 - 6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設その他の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

- 第百九十二条の五 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三款 設備に関する基準

（設備に関する基準）

- 第百九十二条の六 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附風の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建

建築物でなければならない。

2| 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3| 指定特定施設は、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。

4| 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。

一 居室は、次の基準を満たすこと。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるとする。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5| 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6| 指定特定施設は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7| 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによるとともに、非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

8| 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準第二百五十七条第一項から第七項までに規定する設備を備えることをもって、前各項に規定する設備を備えているものとみなすことができる。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び契約の締結等)

第百九十二条の七 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第百九十二条の九の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託

居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称並びに受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

（受託居宅サービスの提供）

第百九十二条の八 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第百九十二条の九 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 外部サービス利用型指定特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員及び居室数

四 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

七 施設の利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 その他運営に関する重要事項

（受託居宅サービス事業者への委託）

第百九十二条の十 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者に対して、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業者に対して、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型

サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 号）第 条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護を提供する事業者と、第一項で定める方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、第四項に規定する事業の開始に当たって契約を締結する受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項で定める方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあつては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（記録の整備）

第百九十二条の十一 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業員、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 特定施設サービス計画

二 第百九十二条の八第二項に規定する受託居宅サービス事業者等から受けた報告に係る記録

三 第百九十二条の十第八項に規定する結果等の記録

四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 次条において準用する第百八十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

八 次条において準用する第百八十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

九 次条において準用する第百九十条第三項に規定する結果等の記録

十 施行規則第六十四条第三号に規定する書類

（準用）

第百九十二条の十三 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第百三条、第百四条、第百七十九条から第百八十四条まで、第百八十七条、第百八十八条、第百九十条及び第百九十一条の規定は

、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十三条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第八十一条第二項中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と、第八十四条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第九十条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第十三章 福祉用具貸与

第一節 基本方針

(基本方針)

第九十三条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(専門相談員の員数)

第九十四条 (略)

第十三章 福祉用具貸与

第一節 基本方針

(基本方針)

第九十三条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第七条第十七項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(専門相談員の員数)

第九十四条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定も併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる規定に基づく専門相談員の員数を満たすことをもつて、前項に規定する専門相談員の員数を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項
- 二 指定特定福祉用具販売事業者 第二百八条第一項
- 三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準第二百八十一条第一項

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十六条 (略)

2 (略)

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百六十八条第一項及び第二項に規定する設備及び備品等を備えることをもつて、前二項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第九十七条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十六条 (略)

2 (略)

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第九十七条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定福

宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 5 (略)

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。

2 3 (略)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第百九十九条 (略)

一 四 (略)

五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるときともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、少なくとも六月に一回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(専門相談員の員数)

第二百五条の二 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」とい

福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 5 (略)

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。

2 3 (略)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第百九十九条 (略)

一 四 (略)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

う。)(の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。)(ごとに置くべき専門相談員(基準該当福祉用具貸与の提供に当たる介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者をいう以下この節において同じ。)(の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準第二百七十九第二項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)(の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第二百七十九条第一項に規定する専門相談員の員数を満たすことをもって、前項に規定する専門相談員の員数を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条第一項及び第二項、第百九十三条、第百九十五条、第百九十六条並びに第四節(第百九十七条第一項及び第二百二十五条を除く。)(の規定は、基準該当福祉用具貸与(基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービスをいう。)(の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「専門相談員」と、第十条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第

十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十四章 特定福祉用具販売

第一節 基本方針

(基本方針)

第二百七条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(専門相談員の員数)

第二百八条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 指定特定福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定も併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業所と指定特定福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げるいずれかに基づく専門相談員の員数を満たすことをもつて、前項に規定する専門相談員の員数を満たしているものとみなすことができる。

一 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項

二 指定福祉用具貸与事業者 第九十四条第一項

三 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項

(管理者)

第二百九条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第二百十条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業

「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項（法第五十三条第四項により準用する場合を含む。）の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百八十四条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第二百一十一条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第二百一十二条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該指定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

二 指定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第二百一十三条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

一 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

二 提供した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

三 領収書

四 当該指定福祉用具のパンフレットその他の当該指定福祉用具の概要

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百一十四条 専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

二 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該指定福祉用具の使用上、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該指定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

四 居室サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる

場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

五 居宅サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第七十一条第一項第三号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

(記録の整備)

第二百十五條 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

- 一 第二十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百十六條 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条第一項及び第二項、第九十八条並びに第二百条から第二百四条までの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百十六条において準用する第二百条」と、一「訪問介護員等」とあるのは「専門相談員」と、第十条中「以下同

じ。」「とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定福祉用具の種類」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第九十八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百二条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

附 則

第三條 この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（以下この条において「旧老福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。）（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第二百二十四条第六項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第七項の規定は適用しない。

第十条 この省令の公布の際現に存する有料老人ホームであつて、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、第七十七条第三項又は第九十二条の六第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

一〇四 (略)

附 則

第三條 この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（以下この条において「旧老福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。）（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第二百二十四条第五項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第六項の規定は適用しない。

第十条 この省令の公布の際現に存する有料老人ホームであつて、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、第七十七条第二項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

一〇四 (略)

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）
（第二条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第三条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、新基準第九章第五節又は第六節（第四百四条の四第六項第一号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第四百四条の四第六項第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。	附 則 第三条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、新基準第九章第五節又は第六節（第四百四条の四第五項第一号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第四百四条の四第五項第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第三十九号）
 （傍線の部分は改正部分）
 （第三条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第九条 この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームについて、この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第三十五条第四項第一号イ(4)(i)の規定を適用する場合には、同号イ(4)(i)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。	附 則 （特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第九条 この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームについて、この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第三十五条第三項第一号イ(4)(i)の規定を適用する場合には、同号イ(4)(i)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）
 （第四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一章 基本方針 （基本方針） 第一条 指定居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。 2 （略） 3 指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。	第一章 基本方針 （基本方針） 第一条 指定居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。 2 （略） 3 指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第七条第十八項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるもの（以下第三条第二項を除き、単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。
- 2 前項に規定する員数の標準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

(管理者)

第三条（略）

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一・二（略）

第三章 運営に関する基準

(受給資格等の確認)

- 第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第八条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(利用料等の受領)

- 第十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六條第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六條第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2・3（略）

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第十二条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる法第七十九条第二号に規定する介護支援専門員であつて常勤であるもの（以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。
- 2 前項に規定する員数の標準は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一とする。

(管理者)

第三条（略）

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一・二（略）

第三章 運営に関する基準

(受給資格等の確認)

- 第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

- 第八条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(利用料等の受領)

- 第十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六條第四項（法第五十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六條第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）又は居宅支援サービス計画費（法第五十八條第二項に規定する居宅支援サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額又は居宅支援サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2・3（略）

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第十二条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 (略)

一 (略)

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五 (略)

九 介護支援専門員は、原則として、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催しなければならない。

イ 居宅サービス計画を新規に作成した場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ハ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態の区分の変更の認定を受けた場合

十一 (略)

十三 (略)

イ (略)

ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ロ (略)

十五・十六 (略)

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十八・十九 (略)

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないよう

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 (略)

一 (略)

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五 (略)

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

十一 (略)

十三 (略)

イ (略)

ロ 少なくとも三月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

イ 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合又は要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合又は要支援認定を受けている利用者が法第三十三条第二項に規定する要支援更新認定を受けた場合

ハ (略)

十五・十六 (略)

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十八・十九 (略)

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないよう

しなければならない。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも六月に一回サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による指定に係る居宅サービスの趣旨（同条第一項の規定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第十五条の二十一第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、当該委託を受けて行う指定介護予防支援を提供する利用者の数の上限を、介護支援専門員一人につき八人とするとともに、その業務範囲等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

にしなければならない。

二十一 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による指定に係る居宅サービスの趣旨（同条第一項の規定による指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費をいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第十五条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けて

（法定代理受領サービスに係る報告）

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項（法第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第十五条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けて

いる利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 (略)

(苦情処理)

第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2・4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに關して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6・7 (略)

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第三十条 第一章から第三章(第二十六条第六項及び第七項を除く。)までの規定は、基準該当居宅介護支援(法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十八条」とあるのは「第三十条において準用する第十八条」と、第十条第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定に基づき居

いる利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二 (略)

(苦情処理)

第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第四項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2・4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに關して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6・7 (略)

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第三十条 第一章から第三章(第二十六条第六項及び第七項を除く。)までの規定は、基準該当居宅介護支援(法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十八条」とあるのは「第三十条において準用する第十八条」と、第十条第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項(法第五十八条第

宅介護サービス計画費(法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第二項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))又は居宅支援サービス計画費(法第五十八条第二項に規定する居宅支援サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額又は居宅支援サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第二項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額又は法第五十九条第二項に規定する特例居宅支援サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（従業者の員数） 第二条（略） 2 9（略） 10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百三十一号）第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。 （設備） 第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 八（略） 九 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 2（略） （入退所） 第七条（略） 2（略）	（従業者の員数） 第二条（略） 2 9（略） （設備） 第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 八（略） 2（略） （入退所） 第七条（略） 2（略）

一一一頁

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。 4 7（略） （介護） 第十三条（略） 2 4（略） 5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。 6 8（略） （管理者による管理） 第二十一条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。 （計画担当介護支援専門員の責務） 第二十二条の二 計画担当介護支援専門員は、第十二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 六（略） 七 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 （非常災害対策）	3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第七条第十八項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。 4 7（略） （介護） 第十三条（略） 2 4（略） 5 7（略） （管理者による管理） 第二十一条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 （計画担当介護支援専門員の責務） 第二十二条の二 計画担当介護支援専門員は、第十二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 六（略） 七 第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
---	---

第二十六条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第二十七条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(地域との連携等)

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

2 (略)

(事故発生時の対応)

(非常災害対策)
第二十六条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第二十七条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じて改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

3・4 (略)

(記録の整備)

第三十七条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

- 一 五 (略)
- 六 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備)

第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること

2 前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。

第三十五条 (略)
2・3 (略)

(記録の整備)

第三十七条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

- 一 五 (略)
- 六 第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備)

第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。

ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(介護)

第四十三条 (略)

25 (略)

6 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

79 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

34 (略)

(準用)

第四十九条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二条の二まで及び第二十六条から第三十七

ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(介護)

第四十三条 (略)

25 (略)

68 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

34 (略)

(準用)

第四十九条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二条の二まで及び第二十六条から第三十七

条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第四十六条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十七条第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第八条第二項」と、第二十二條の二中「第十二条」とあるのは「第四十二条」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第四十二条第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十條」とあるのは「第四十九条において準用する第二十條」と、第二十二條の二第六号及び第三十七條第二項第五号中「第三十三條第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十三條第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第三項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十五條第三項」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十一条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第六十一条から第二十二條の二まで及び第二十六條から第三十七條までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第五十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第六章第三節」と、第三十七條第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第八条第二項」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第六十一条において準用する第十二條」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第十一条第五項及び第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十條」と

条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第四十六条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十七条第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第八条第二項」と、第二十二條の二中「第十二条」とあるのは「第四十二条」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第四十二条第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十條」とあるのは「第四十九条において準用する第二十條」と、第二十二條の二第六号及び第三十七條第二項第五号中「第三十三條第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十三條第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十五條第二項」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十一条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第六十一条から第二十二條の二まで及び第二十六條から第三十七條までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第五十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第六章第三節」と、第三十七條第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第八条第二項」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第六十一条において準用する第十二條」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第十一条第五項及び第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十條」と

あるのは「第六十一条において準用する第二十条」と、第二十二
条の二第六号及び第三十七条第二項第五号中「第三十三条第二項
」とあるのは「第六十一条において準用する第三十三条第二項」
と、第二十二條の二第七号及び第三十七条第二項第六号中「第三
十五條第三項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十
五條第三項」と読み替えるものとする。

あるのは「第六十一条において準用する第二十条」と、第二十二
条の二第六号及び第三十七条第二項第五号中「第三十三条第二項
」とあるのは「第六十一条において準用する第三十三条第二項」
と、第二十二條の二第七号及び第三十七条第二項第六号中「第三
十五條第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十
五條第二項」と読み替えるものとする。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（抄）
（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二章 人員に関する基準 （従業者の員数） 第二条 （略） 2 4 （略） 5 第一項第七号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設（当該本体施設と密接な関係を有するものに限る。）の職務に従事することができるものとする。 6 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で開催され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の医師、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士及び介護支援専門員については、本体施設の医師、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士及び介護支援専門員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 7 第一項第一号、第五号及び第六号の規定にかかわらず、医療機	第二章 人員に関する基準 （従業者の員数） 第二条 （略） 2 4 （略） 5 第一項第七号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

開併設置小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）においては、併設される病院又は診療所の医師、理学療法士又は作業療法士、栄養士により当該医療機関併設置小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第三章 施設及び設備に関する基準

第三条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。

（厚生労働省令で定める施設）
ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設置小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設置小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

一 十三（略）

二（略）

機能訓練室

一 平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設置小規模介護老人保

第三章 施設及び設備に関する基準

第三条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。

（厚生労働省令で定める施設）
ない。

一 十三（略）

二（略）

機能訓練室

一 平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

健施設の場合は、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

三 八（略）

三（略）

（構造設備の基準）

第四条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない介護老人保健施設の建物は、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

二 七（略）

2 前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する

三 八（略）

三（略）

（構造設備の基準）

第四条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物とすること。ただし、療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない介護老人保健施設の建物は、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

二 七（略）

避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第四章 運営に関する基準

(入退所)

第八条 (略)

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 5 6 (略)

(看護及び医学的管理の下における介護)

第十八条 (略)

2 3 4 (略)

5 介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

6 7 (略)

(管理者による管理)

第二十三条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本施設に従事する場合であつて、当該本施設設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設(当

第四章 運営に関する基準

(入退所)

第八条 (略)

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第七条第十八項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 5 6 (略)

(看護及び医学的管理の下における介護)

第十八条 (略)

2 3 4 (略)

5 6 (略)

(管理者による管理)

第二十三条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

該本施設と密接な連携を有するものに限る。)の職務に従事することができるものとする。

(非常災害対策)

第二十八条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第二十九条 (略)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に對し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十六条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第二十八条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を立ておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第二十九条 (略)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止ための委員会及び従業者に対する研修を定期的にを行うこと。

2 (略)

3・4 (略)

(記録の整備)

第三十八条 (略)

2 (略)

一・六 (略)

七 第三十六条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五章

ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設

設備及び運営に関する基準
第二節 施設及び設備に関する基準

(厚生労働省令で定める施設)

第四十一条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入所者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認め

第三十六条 (略)

2・3 (略)

(記録の整備)

第三十八条 (略)

2 (略)

一・六 (略)

七 第三十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五章

ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設

設備及び運営に関する基準
第二節 施設及び設備に関する基準

(厚生労働省令で定める施設)

第四十一条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。

められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入所者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診療室を除き、これらの施設を有しないことができる。

一・八 (略)

2・3 (略)

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

一 ユニット型介護老人保健施設の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物とすること。ただし、療養室等を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型介護老人保健施設の建物は、準耐火建築物とすることができる。

イ・ニ (略)

二 機能訓練室

一 平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

三・七 (略)

5 前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護

一・八 (略)

2・3 (略)

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

一 ユニット型介護老人保健施設の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第二十九条の二に規定する耐火建築物とすること。ただし、療養室等を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型介護老人保健施設の建物は、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

イ・ニ (略)

二 機能訓練室

一 平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

三・七 (略)

老人保健施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

第三節 運営に関する基準

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十四条 (略)

2・5 (略)

6 ユニット型介護老人保健福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

7・8 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十八条 (略)

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又

第三節 運営に関する基準

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十四条 (略)

2・5 (略)

6・7 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十八条 (略)

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

は看護職員を配置すること。

一 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3・4 (略)

附則

第六条 みなし介護老人保健施設であつて、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準(昭和六十三年厚生省令第一号。以下「老人保健施設基準」という。)附則第三条の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第四条第三号(エレベーターに係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第七条 みなし介護老人保健施設であつて、老人保健施設基準附則第二条第一項の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第四条第六号イの規定は、適用しない。

第十二条 病床転換による介護老人保健施設であつて第四条第六号イの規定に適合しないもの(当該転換に当たつて当該規定に適合させることが困難であつたものに限る。)の構造設備(当該転換に係る部分に限る。)については、同号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第六条 みなし介護老人保健施設であつて、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準(昭和六十三年厚生省令第一号。以下「老人保健施設基準」という。)附則第三条の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第四条第二号(エレベーターに係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第七条 みなし介護老人保健施設であつて、老人保健施設基準附則第二条第一項の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第四条第五号イの規定は、適用しない。

第十二条 病床転換による介護老人保健施設であつて第四条第五号イの規定に適合しないもの(当該転換に当たつて当該規定に適合させることが困難であつたものに限る。)の構造設備(当該転換に係る部分に限る。)については、同号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）
（第七条関係）

改 正 案	現 行
第三章 設備に関する基準 (構造設備) 第三条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。 2 (略) 3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。 4 第四条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。 2 (略) 3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。 5 第五条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。 2 (略) 3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。	第三章 設備に関する基準 (構造設備) 第三条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。 2 (略) 4 第四条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。 2 (略) 5 第五条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。 2 (略)

一一七頁

改 正 案	現 行
第四章 運営に関する基準 (入退院) 第九条 (略) 2 (略) 3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。 4・5 (略) (看護及び医学的管理の下における介護) 第十八条 (略) 2・4 (略) 5 指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。 6・7 (略) (非常災害対策) 第二十七条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 (衛生管理等) 第二十八条 (略) 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設にお	第四章 運営に関する基準 (入退院) 第九条 (略) 2 (略) 3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第七条第十八項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。 4・5 (略) (看護及び医学的管理の下における介護) 第十八条 (略) 2・4 (略) 5・6 (略) (非常災害対策) 第二十七条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 (衛生管理等) 第二十八条 (略) 2 指定介護療養型医療施設は、当該施設において感染症が発生し

いて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力歯科医療機関)

第二十八条の二 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第三十四条 指定介護療養型医療施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 2 (略)
- 3・4 (略)

(記録の整備)

第三十六条 (略)

2 (略)

一五 (略)

六 第三十四条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二節 設備に関する基準

(構造設備)

第三十九条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2・4 (略)

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四十条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2・4 (略)

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

- 第三十四条 (略)
- 2・3 (略)

(記録の整備)

第三十六条 (略)

2 (略)

一五 (略)

六 第三十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二節 設備に関する基準

(構造設備)

第三十九条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2・4 (略)

第四十条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2・4 (略)

第四十一条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能訓練室及び浴室を有しなければならない。

2・3（略）

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第三節 運営に関する基準

（看護及び医学的管理の下における介護）

第四十四条（略）

2・5（略）

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

7・8（略）

（勤務体制の確保等）

第四十八条（略）

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3・4（略）

附則

（経過措置）

第七条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二条の規定の適用を受けているものについては、第三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、食堂及び浴室を有しないことができる。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けるものとする。

一 厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号。以下この条及び第十二条において「施設基準」という。）第四十号において準用する第十一号ロ(3)に該当するもの。

平成二十年三月三十一日

二 施設基準第四十号において準用する第十一号ハ(2)に該当するもの。

平成十九年三月三十一日

第八条 病床転換による旧療養型病床群に係る病室であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の規定の適用を受けているものについては、平成二十年三月三十一日までの間は、第三条第二項第一号の規定は適用しない。

第九条 病床転換による旧療養型病床群に係る病室であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものについては、平成二十年三月三十一日までの間は、第三条第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六

第四十一条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）は、ユニット、生活機能訓練室及び浴室を有しなければならない。

2・3（略）

第三節 運営に関する基準

（看護及び医学的管理の下における介護）

第四十四条（略）

2・5（略）

6・7（略）

（勤務体制の確保等）

第四十八条（略）

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3・4（略）

附則

（経過措置）

第七条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二条の規定の適用を受けているものについては、第三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、食堂及び浴室を有しないことができる。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けるものとする。

第八条 病床転換による旧療養型病床群に係る病室であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の規定の適用を受けているものについては、第三条第二項第一号の規定は適用しない。

第九条 病床転換による旧療養型病床群に係る病室であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものについては、第三条第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入

・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

第十一条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、平成二十年三月三十一日までの間は、第三条第二項第四号中「内法による測定で四十平方メートル以上の床面積」とあるのは、「機能訓練を行うために十分な広さ」とする。

第十二条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けるものについては、第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、食堂及び浴室を有しないことができるものとする。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けるものとする。

一 施設基準第四十一号において準用する第十二号イ(2)に該当するもの 平成二十年三月三十一日

二 施設基準第四十一号において準用する第十二号ロ(2)に該当するもの 平成十九年三月三十一日

第十三条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の規定の適用を受けるものについては、平成二十年三月三十一日までの間は、第四条第二項第一号の規定は適用しない。

第十四条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室であつ

院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

第十一条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、第三条第二項第四号中「内法による測定で四十平方メートル以上の床面積」とあるのは、「機能訓練を行うために十分な広さ」とする。

第十二条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けるものについては、第四条第一項の規定にかかわらず、当分の間、食堂及び浴室を有しないことができるものとする。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けるものとする。

第十三条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の規定の適用を受けるものについては、第四条第二項第一号の規定は適用しない。

第十四条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室であつ

て、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の規定の適用を受けるものについては、平成二十年三月三十一日までの間は、第四条第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

て、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の規定の適用を受けるものについては、第四条第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

○特定有料老人ホームに関する経過措置について

I 経過措置の内容

基準省令の公布の際（平成11年3月31日）に現に存する有料老人ホームであって、①から④を全て満たすもので、適切な運営が確保されてきたと認められるものについては、基準省令の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができることとなっている。

- ① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。
- ② 入所定員が五十人未満であること。
- ③ 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（以下「家賃等」という。）が比較的低廉であること。
- ④ 入所者から利用料、第百八十二条第三項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。

II 改正に伴う経過措置の必要性

今回の改正において、特定施設が行うサービスが、

- ・ a 特定施設入居者生活介護
- ・ b 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護
- ・ c 介護予防特定施設入居者生活介護
- ・ d 地域密着型特定施設入居者生活介護

の4類型に変更される。

これに伴い、特定有料老人ホームに対する経過措置の必要性を検討しなければならない。

a 特定施設入居者生活介護について（既存）

→ 附則第10条の規定に基づき、経過措置が適用されており、今後も当然ながら継続する必要があるため、特段手当は必要ない。

ただし、「入所」から「入居」への改正及び条ずれの対応を行う必要性は？

b 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護について（新設）

→ 附則第10条の経過措置は、特定施設入居者生活介護の事業を行うためのものであり、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護は、新たなサービス提供形態の創設であるため、特段経過措置を設ける必要はないと判断する（a 特定施設入居者生活介護は従来どおりであるため、支障はないと考える。）。

c 介護予防特定施設入居者生活介護について（新設）

→ 改正前の a 特定施設入居者生活介護については、要支援者に対してサービスを提供した場合にも保険給付の対象となったが、改正後は、c 介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けなければ、要支援者に対してサービスを提供した場合に保険給付の対象にならなり、附則第10条の適用を受けている特定施設において、経過措置の意義がなくなることになるため、介護予防基準の附則においても、同様の経過措置をおく必要がある。

d 地域密着型特定施設入居者生活介護について（新設）

→ 地域密着基準第112条第2項において、「利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあっては浴室及び食堂を設けないことができる」とされており、特定有料老人ホームの要件の①を満たしていれば足りるため（「同一敷地内」と「併設」が同意義として場合）、経過措置を敢えておく必要はない。

III 具体的な改正内容

介護予防基準に、以下のような附則（経過措置）をおく。

（第〇〇条）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）附則第十条の適用を受けるもの者にあつては、第二百四十三条第三項Pの規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

IV 参考条文

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成十一年厚生省令第三十七号) ※現行

(設備に関する基準)

第七十七條 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。

2 指定特定施設は、一時介護室(一時的に利用者をして指定特定施設入所者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。

3 指定特定施設の介護居室(指定特定施設入所者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

一 介護居室は、次の基準を満たすこと。

イ 個室又は一の居室ごとに定員四人以下のものとする。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

二 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

三 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

四 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

五 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

六 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

七 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

4 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

5 前各号に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の定めるところによる。

(利用料等の受領)

第八十二条 指定特定施設入所者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入所者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入所者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定特定施設入所者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額

の支払を受けるものとする。

2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入所者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入所者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められるもの

4 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

附 則

第十条 この省令の公布の際現に存する有料老人ホームであつて、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあっては、第七十七條第二項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム(以下「養護老人ホーム等」という。)を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。

二 入所定員が五十人未満であること。

三 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額(以下「家賃等」という。)が比較的低廉であること。

四 入所者から利用料、第八十二条第三項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品(一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。)の支払を受けないこと。

○厚生労働大臣が定める有料老人ホーム

(平成十二年厚生省告示第四十八号) ※現行

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)附則第十条の規定に基づき、厚生大臣が定める有料老人ホームを次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める有料老人ホーム

特定有料老人ホーム(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する

基準(平成十一年厚生省令第三十七号)の公布の際現に存する有料老人ホームであつて、同令附則第十条各号のいずれにも該当するものをいう。)であつて、適切な運営が確保されてきたと認められるもの

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成十八年厚生労働省令第〇〇号)※案

(設備に関する基準)

第一百十二条 指定地域密着型特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、都道府県知事が、火災の予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、火災の際の入居者に係る必要な安全性が確保されており、かつ、適切な火災の予防及び消火活動を行うことが可能であると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用又は調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

ウ 避難口の増設、搬送が容易に行えるのに十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること又は配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 指定地域密着型特定施設は、一時介護室(一時的に利用者を移して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあっては浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

3 指定地域密着型特定施設の介護居室(指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

一 介護居室は、次の基準を満たすこと。

イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ニ 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

四 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

4 指定地域密着型特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

5 前各号に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の定めるところによる。

○介護予防基準省令※案

(設備に関する基準)

第二百四十三条R 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災の予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用又は調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送が容易に行えるのに十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること又は配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定介護予防特定施設は、一時介護室(一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。

- 4 指定介護予防特定施設の介護居室(指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。
- 一 介護居室は、次の基準を満たすこと。
 - イ 個室とすること。ただし、夫婦である場合その他利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。
 - ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ハ 地階に設けてはならないこと。
 - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ニ 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。
 - 三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - 四 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
 - 五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
 - 六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 6 前各号に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の定めるところによるとともに、非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 7 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受ける場合であって、当該指定に係る指定特定施設と指定介護予防特定施設が一体的に運営される場合については、第三項、第四項及び第六項に規定する設備を備えることをもって、居宅サービス基準第一百七十七条第三項、第四項及び第六項に規定する設備を備えているものとみなすことができる。